

会員制度規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会」という。）の会員制度に関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(会員の定義)

第2条 「会員」の定義を、次のように定める。
「当会の趣旨に賛同し、第3条の入会資格を満たす者のうち、第4条に定める入会申込をした者」

(入会資格)

第3条 当会に入会できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 各都道府県、市（特別区を含む。）町村等に設置された公立の学校・幼稚園、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる者又はこれらの退職者。
- (2) 前号でいう「学校・幼稚園、その他の教育機関に勤務する教職員」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条」に規定する職員をいい、「準ずる者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ① 当会及び当会支部の役員及び職員
 - ② 国立学校・幼稚園及び私立学校・幼稚園の教職員
 - ③ 都道府県、市（特別区を含む。）町村等に設置された教育委員会の職員
 - ④ 教職員組合、教職員互助会、学校生活協同組合等教職員団体の役員及び職員
 - ⑤ その他理事会が入会を適当と認めた者

(入 会)

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により理事長が入会申込書を受理した日から、第6条に定める権利及び義務が発生する。ただし、福利厚生サービス（日教弘クラブオフ）の利用は、会員証が届いたときから有効となる。

(会員証)

第5条 会員には、会員証を発行する。会員証には、福利厚生サービス（日教弘クラブオフ）の利用証を付帯する。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 当会の行う事業及び行事に参加する権利
- (2) 当会の福利厚生サービス（日教弘クラブオフ）を利用する権利
- (3) 当会の会員に関する諸規程を守る義務
- (4) 届出事項（住所、氏名等）に変更が生じたときに通知する義務

(退 会)

第7条 会員は、退会届の提出により、任意に退会することができる。また、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会となる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 2か年連絡不能のとき
- (4) 当会が解散したとき

(除 名)

第8条 会員が当会の名誉を傷つけ、その他会員としてふさわしくない行為を行ったときは、理事会の議決をもって除名することができる。

(細 則)

第9条 この規程の運用のために必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 平成20年4月1日 制定施行
- 2 平成24年4月1日 改正施行
- 3 平成27年4月1日 改正施行
- 4 令和4年4月1日 改正施行